

令和3年3月29日

関係学生 各位

学生支援課 奨学支援係

「在学猶予願」の提出について

令和3年3月まで日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた下記に該当する者で、在学中の返還猶予を希望する学生は、4/8（木）以降、下記提出期限までにスカラネット・パーソナルで「在学猶予願」を提出（入力）してください。入力の際は、必ずマニュアルを参照してください。

この手続きを行わないと、令和3年10月から奨学金の返還が開始となりますので注意してください。

1. 該当者

(1) 令和3年度入学者（大学院学内進学者も含む）で、入学前に日本学生支援機構貸与奨学生であった者

(2) 留年・休学・辞退等により、貸与期間が終了した後も在学する者（1年毎に提出する必要があります。）

2. マニュアル配付場所：奨学支援係（学生支援課⑥番窓口）

3. 在学猶予願提出期限：令和3年4月30日（金）

※ マニュアルを参照し、学校番号・学校名を正確に入力してください。

※ 奨学金の貸与を受けながら、以前に受けた奨学金を返還することは認められませんので、令和3年度から新たに奨学金の貸与を申請する予定の者は「在学猶予願」を提出（入力）してください。

※ 採用候補者（予約採用採用者）で「進学届」提出の際に、前奨学生番号を入力した場合はこの手続きする必要はありません。